

○関東地方整備局告示第二百八十七号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

令和二年十月三十日

関東地方整備局長 土井 弘次

千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示

千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、これにより算出した占用料の額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

一 占用料

備考	ケーブル等				その他	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く。）	占 用 区 分	単 位	金 額		
	1 占用面積若しくは長さが一平方メートル未満若しくは一メートル未満であるとき、又は 占用面積若しくは長さに一平方メートル未満若しくは一メートル未満の端数があるときは	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの			外径が一メートル以上のもの	占面積一平方メートルにつき一年	二百十円	二百十円	八十円

、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを一平方メートル若しくは一メートルとして計算するものとする。

2 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算するものとする。

二 土砂採取料

採取物区分	単位	金額
土砂	一立方メートルにつき	百六十円
砂		二百三十円
砂利（石を含む。）		二百六十円
<p>備考</p> <p>採取容積が一立方メートル未満であるとき、又は採取容積に一立方メートル未満の端数があるときは、その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。</p>		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。